

議員提出議案第4号

硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和5年12月21日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	末 松 文 信
	小 渡 良太郎
	新 垣 淑 豊
	石 原 朝 子
	照 屋 大 河
	比 嘉 京 子
	喜友名 智 子
	仲宗根 悟
	瀬 長 美佐雄
	玉 城 ノブ子
	上 原 章
	當 間 盛 夫
	上 原 快 佐
	照 屋 守 之

理 由

硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求めることについて関係要路に要請するため。

硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

脳脊髄液漏出症は、交通事故、スポーツ、落下事故、暴力等による全身への外傷等を原因として発症する疾患である。平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加した厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、本疾患に対しては、平成28年より硬膜外自家血注入療法いわゆるブラッドパッチ療法が保険適用となり、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた本疾患の患者は、保険診療により治療を受けることができるようになった。

しかし、その後の研究により脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸胸椎部でも頻繁に起こることが報告された。また、硬膜外自家血注入療法を頸胸椎部へ安全かつ確実にを行うためには、エックス線透視下で漏出部位を確認しながら行う必要があるが、診療上の評価における要件になっていない。

さらに、本疾患の患者の中には保険適用の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件に当てはまらない患者もいるため、医療の現場では混乱が生じている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、エックス線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行えるよう、適切な評価に改定すること。
- 2 本疾患の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、診療報酬算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

} 宛て